

平成26年度より51項目

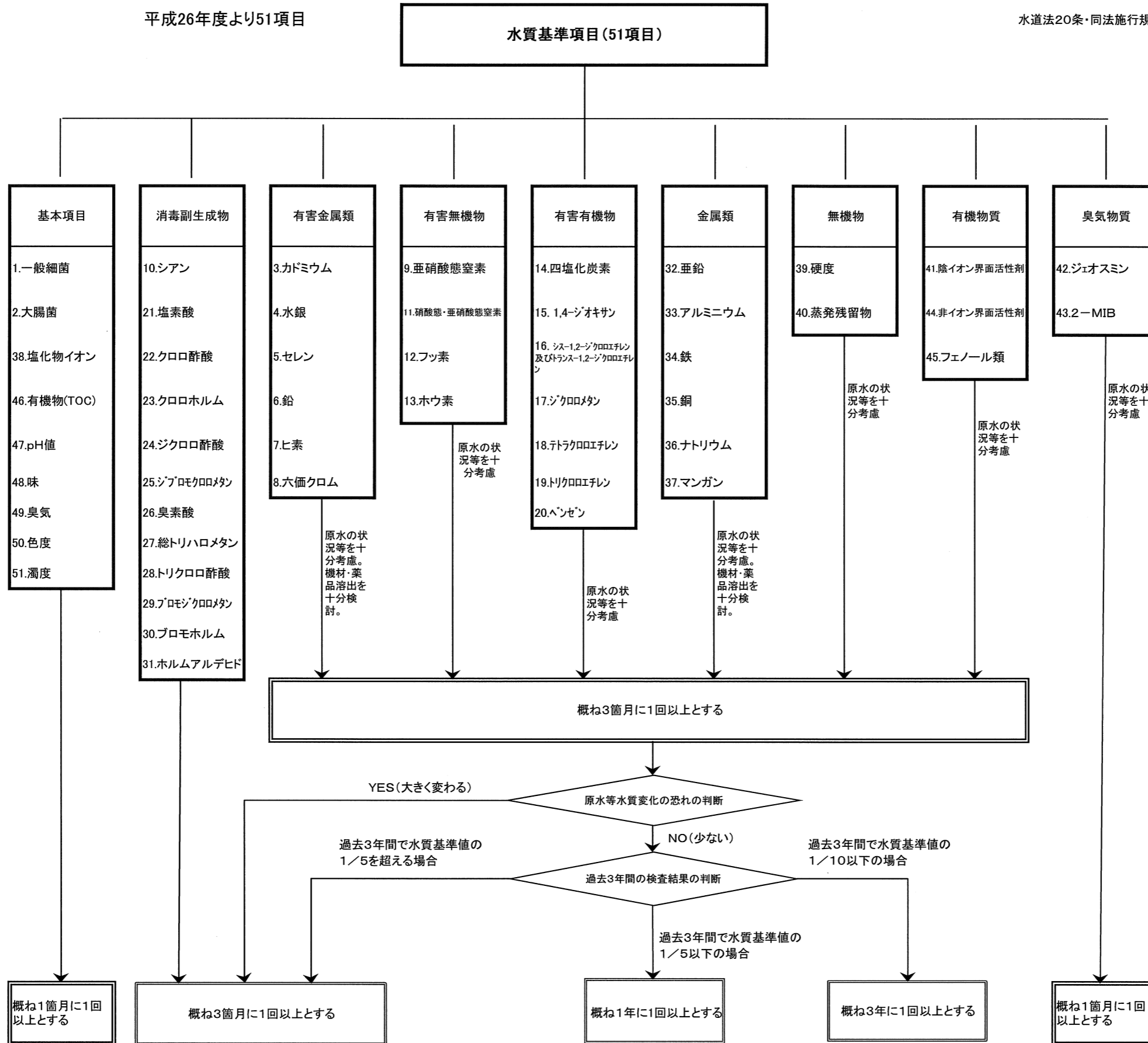
水質基準項目(51項目)

水道法20条・同法施行規則15条に係る水質検査関連基本体系

種別→

項目→

頻度→



連続的に計測及び記録が成されている場合にあつては、概ね3箇月に1回以上。(1項及び2項は除く)

産出する藻類の発生が少ないものとして検査を行う必要が無いことが明らかであると認められる期間を除く。